

# あしたの隣保館検討委員会報告

## 概 要

2007（平成19）年 1月

あしたの隣保館検討委員会

# 目 次

---

□はじめに	3
1. 検討委員会設置の趣旨	4
2. 隣保館をとりまく社会状況の変化	5
3. 諮問事項1 ー隣保館活動の活性化のためにー	5
4. 諮問事項2 ーナショナルセンターとしての全隣協の役割ー	12
□おわりに	13

---

## あしたの隣保館検討委員会報告（概要）

### はじめに

本検討委員会は、隣保館活動や全隣協組織運営の現状を踏まえ、全隣協の組織内だけでなく外部からの率直な意見も受けることとし、隣保館活動の活性化への方途と、それを進めるための全隣協活動の今後のあり方について検討することを目的に設置されました。

参加した委員は、同和行政への逆風が吹く中での限られた期間でありましたが、隣保館活動の現状を直視しながら、あしたの隣保館像を求めて熱心な論議をすると共に、今後の人権行政の中で隣保館が果たす役割について、夢を語り、そしてその具体化のための第一歩を提起するために知恵を絞り合いました。

全国の隣保館の活動内容は、置かれている状況やさまざまな要因によって千差万別であり、マニュアルを提起することで問題が解決するものでもなく、各館においては、これらの報告の方向性の柱を基本として、地域の特色を活かす創意工夫や多様性を発揮しながら、是非具体化してほしい提起であることを理解していただきたいと思えます。

隣保館活動を取り巻く現実には、人員や予算の削減が確実に進行しており、それに伴う事業の後退を危惧するところではありますが、そのことをいくら愚痴ってもぼやいても問題の解決にはなりません。館活動への協働の仲間を増やしていくために、どのように工夫をしていくか、そのために今の館活動から一歩をどのように踏み出すかを、この報告内容を基に検討・議論していただきたいと願っています。

本報告内容は、全隣協組織内部（ブロック別学習会等）で広く検討・論議されることになっており、全国の隣保館職員の熱意と努力そして勇気によって、これからの隣保館活動が広く【福祉と人権のまちづくり】の拠点施設として、地域社会に受け入れられ、差別の撤廃と人権の確立に向けた日本の人権政策を創造することにつながることを期待する次第であります。

## 1. 検討委員会設置の趣旨

### 「あしたの隣保館検討委員会」設置要綱

#### 1. 趣 旨

1971年（昭和46）2月に全隣協が結成され、本年で36年目を迎える。この間、同和問題の完全解決をはじめ、「福祉と人権のまちづくり」に向けた全隣協の取組は、内外ともに一定の評価を得るとともに、今後さらなる飛躍が期待されているところである。

一方、「特別法」失効に相前後して、市町村合併や三位一体の改革の推進、公的施設の指定管理者制度の導入をはじめ行政改革の急激な流れは、今後の隣保館活動や全隣協組織そのものを左右しかねない状況に至っている。

この難局を乗り越え展望を見出すには、特別対策時代を前提とした隣保館活動や全隣協の組織運営から、現状を直視し将来を展望した視点で、今後のあり方を検討していくことが緊急の課題である。

以上の認識に立ち、会長の私的諮問機関として、全隣協関係者をはじめ、隣保館行政に深く関わりのある各界から検討委員を招聘し、「あしたの隣保館検討委員会」を設置する。

#### 2. 検討の内容

##### 【主要検討課題】

- ① 隣保館活動の活性化に向けた諸方策
- ② 隣保館活動のナショナルセンターとしての全隣協の役割（法人化の是非）

##### 【関連検討課題】

- ・財政基盤安定の諸方策
- ・全隣協主催、厚生省・関係府県後援の研修システムの再構築
- ・指定管理者制度の具体的方策など

#### 3. 構 成

- (1) 全国人権同和行政促進協議会又は隣保館所管府県 1名
- (2) 人権政策の確立を求める連絡会議 2名
- (3) 学識者 1名
- (4) 全隣協 6名（各ブロック代表5名・顧問）
- (5) 厚生労働省（オブザーバー） 1名 ・ ゲストスピーカー（個別に出席を要請）

#### 4. 運 営

- (1) 会議は全隣協会長が招集する。
- (2) 座長は全隣協顧問が務める。
- (3) 事務は全隣協事務局が行う。

#### 5. 設置期間と開催予定回数

2006年7月～2006年11月の期間に概ね5回

## 2. 隣保館をとりまく社会状況の大きな変化

### (1) 各種実態調査から見えてくるもの

- ・厚生労働省…「隣保館運営実態調査と行政データ」(2004.3)
- ・全隣協 …「全国隣保館実態調査」の報告書並びに提言(2005.7)  
「市町村合併等アンケート調査報告書」(2006.9)

### (2) 懸念される事態の進行

- ① 館運営への対応
- ② 職員配置をめぐる動向
- ③ 財政面等での状況

### (3) 今の隣保館に求められる運営上の課題

- ① 事業の見直しが求められるもの
- ② 今後の取組に求められるもの(全隣協としても)
- ③ 県隣協や全隣協ブロック活動での懸案事項

### (4) その他

ソーシャルインクルージョンを推進する隣保館・全隣協活動の展開

## 3. 諮問事項 1 ー隣保館活動の活性化のためにー

### (1) **地域の実態把握の工夫を全国の隣保館で** 【考え、発見する隣保館】

元来、隣保館とはどのようなものであったのでしょうか。隣保館の歴史を見ると、同和対策以前からセツツルメント事業などと呼ばれて、貧困問題や大規模災害などの社会的、地域的課題にその地域で共に問題解決に対応する活動として行われてきました。1965(昭和40)年の「同対審」答申では、同和問題の解決に向けた地域のコミュニティーセンターとして、本格的設置が提起されました。

従って、その活動の原点は、地域課題の把握ということであります。

#### ① 地域内外の共通の接点を見つける視点

今日、これまでの社会保障制度は大きな変革に直面しており、介護保険制度の見直しや、障害者自立支援法による「応益負担」の導入、生活保護制度の見直し、そして年金や医療など、セーフティーネットといわれてきた諸制度が大きく変わろうとしています。生活のさまざまな面での格差の拡大、そして自治体の財政状況等によって地域格差も大きく広がってきています。

これまでの隣保館では、このような状態がどのように地区住民に影響を及ぼし、そしてどのような対応が必要かを中心に議論をして対応してきましたが、それらは同和対策特別措置に基づく発想の下に行ってきたものであります。今

日、それだけでは特別対策を想起する対応になってしまい、「もっと苦しい人も地区外に居る」という提起との整合性が弱くなってしまいます。

今日の隣保館は、地区内はもとより、その他においても同様の社会的援護を必要とする人々との「共通の接点を見つけていく」「協働の対応を進める」という視点での事業展開が求められているのです。

そのことを通じて、地区内外の新しい関係作りに取り組むことが可能となり、これまで隣保館が行なってきた総合相談窓口としてのノウハウが一層役立つことにもなると考えます。

## ② 創意工夫で差別の現実を照射する実態把握を

隣保館の基本事業の1つとして「調査・研究事業」があり、それぞれの館活動においては地域の状況を把握しながら事業展開を行っていますが、その機能を組織的・体系的に発揮することで地域課題の発見に役立てる作業については、ごく限られている現状であります。

昨今、一部の行政書士等が戸籍などの不正取得をおこない、被差別部落出身であるかどうかを水面下で本人の知らない所で調査していることが明らかになりました。また、結婚等で被差別部落出身でないことを証明するために、戸籍を先方に提出している現実も存在しています。その背景には、地区内からの一定の経済力を持った人々が転出し、他方で、経済的に困窮している人々が地区内に流入してくるといった、今日の同和地区における社会的経済的な人口流動があります。

隣保館がおこなう地域の生活実態の把握は、これまでの同和対策の効果測定的面と、「社会的な課題」を発見する取り組みや、関係諸機関とのネットワークを通じた新たな人権施策の提案など、今後の部落問題の解決に資する取り組みを検証する（人権侵害救済の法的措置も含めて）上でも、必要不可欠な課題であります。

近畿大学教授の奥田氏は、全隣協リーダー養成講座で、差別の現実をどのように認識するかについて、実態把握の重要性を指摘するとともに、『「量的調査」だけでなく、むしろ隣保館が創意工夫をして聞き取り調査や、更には色々なデータで差別の実態を明らかにする（例えば土地差別など）ことができないだろうか。このような視点で知恵を絞っていけば、差別の現実を浮き彫りにすることは十分可能ではないか』との提起や、「考える・発見する隣保館行政」への期待と、職員もそのような問題意識を持って物事に対応する視点や発想が大切であることを提起されています。

勿論そのためにも、地域住民に信頼され、必要とされる隣保館（職員）になることが求められてきます。またそれなくして、隣保館の存在意義はないのではないのでしょうか。

## ③ 実態の把握による人権政策の提起(人権のまちづくり)の方向へ

相談活動を通じた地域課題「発見」の重要性が指摘されている中で、隣保館として相談待ちではなく、積極的に地域に出向き（アウトリーチ活動）、たった一人の課題であってもそれを重視するなど、課題の発見と生活自立支援に向

けたアプローチが求められています。また、地域の人々が自らの手でまちづくりにおける課題の解決を果たすことができるよう、地域の人々が出会う機会をコーディネートするなどの「つなぐ機能」も必要となっています。

例えば、同和地区の高齢化率や一人暮らし高齢者比率の進捗状況は、周辺地域よりも一層進行している傾向があり、これらの地区の状況を地域社会の先行事例として捉えることができます。そして、周辺地域を含めた共通の対応策にどのように一般施策を活用したり、課題によっては関係機関との新たな協働の取組を人権擁護の視点から模索したりするなど、隣保館からの提起（仕掛け役）が必要となっています。

「特別法」が期限切れを迎えたことは、他面では同和対策「特別措置」の枠が取れたことでもあります。自由な発想の下で、地域社会における隣保館の役割として、例えば地域における福祉を通じたまちづくりをどのように進めるのかといった視点は、今全国で取組が進められている「地域福祉計画」づくりそのものであり、これまで隣保館が地区内で進めてきた取組の地域版でもあります。

隣保館が住民との対話を通じて、地域社会における部落問題や人権意識の変化、そして今日の新たな住民のつながりづくりの課題などを把握し、そのことを踏まえた住民による「福祉と人権のまちづくり」が求められているのです。

このような取組を進めるためにも、隣保館は主体的に地域データを把握することが求められます。

#### 地域データづくりの一例

##### ①人口構造

- ・高齢者人口（高齢化率）
- ・ひとり暮らし高齢者の状況
- ・要支援世帯（母子・父子・高齢世帯・障害者）の把握
- ・人口動態（5年から10年単位の人口変化）

##### ②介護保険に関わって

- ・要支援、要介護者人口把握
- ・特定高齢者

##### ③隣保館基本事業の実績と課題

- ・相談事業の傾向(ここ数年間でどのような傾向があるのか)
- ・関係機関との連携の記録
- ・啓発・広報計画
- ・講習講座事業の内容と実績（講演会等は講師名や、講演内容）

##### ④地域福祉事業

- ・民生委員等との情報交換と課題の共有化
- ・ボランティア組織とのネットワーク状況
- ・災害想定時の災害弱者の救済や支援策の検討

##### ⑤地域の歴史の研究、史料収集

これらは、同和地区（旧同和対策事業対象地域）だけでなく、現在の隣保館の事業対象地域についても、館の方からさまざまなネットワークを通じてデー

タを把握することが必要であると言えます。どのようにして実態を把握するかを検討することを通じて、地域のつながりや、本当に必要なデータ作り（発見）がなされるものと考えます。

## (2) **関係諸機関・団体との連携事業の活性化** 【つながる隣保館】

### ① 社会福祉協議会などとの事業面での連携の強化

今日では、福祉の課題が人権課題と不可分なものとなっていることを踏まえて、福祉の取組を通じて、地域社会の人権課題に対応する人々とのつながりをつくることが求められています。

それらの活動の拠点の一つとして積極的に活用されるよう、隣保館が社会福祉協議会や地域の福祉団体、NPOなどの自主的な団体との連携した事業展開が必要となっています。隣保館は地域密着型の施設であり、「呼び掛けを待つのではなく、地域の重要な一員として館の方から呼び掛けや取組の旗振り役を担う」連携の仕掛けづくりをするため、その職務への自覚とアンテナを高くした情報収集を積極的に進めることが肝要です。

### ② 地域包括支援センターとの情報交換

2006(平成18)年4月から、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーが中心となって、介護保険での要支援1・2の認定を受けた人の予防介護に関するマネジメントをする機関として、ほぼ中学校区単位に地域包括支援センターが設置され活動しています。

隣保館としては、校区や地域コミュニティーで生活支援を要する高齢者、障害者、子ども、女性等との新たな関係作りを図るため、この地域包括支援センターとの情報交換や連携を通じて対応することが必要です。

この場合にも、積極的に関係作りをおこない、社会的援護を要する高齢者等にとって制度が素通りすることがないように、隣保館がイニシアチブを取りながら、関係各課との役割分担や連携をしていくという自覚と姿勢が必要となってきます。

### ③ 館運営委員会の設置と活性化

周辺地域を含めたより広範な隣保館の事業展開をおこなうためには、隣保館の運営委員会（又は運営協議会）等の組織化が重要となってきます。また、この組織の設置態様や開催状況も、全国的にはバラツキがあります。

館長の諮問機関として、多方面からの館運営への助言や協力を得るために、未設置の館では早急な組織化が求められています。また、周辺地域の関係諸団体や機関の参加を得た新しい組織構成により、隣保館が進める「福祉と人権のまちづくり」をめざして、情報交換と協働の場作りとしての機能を持つ運営委員会としての活動が期待されています。そのためには、交流などを通じた機能全体の底上げも必要とされ、運営委員会メンバーの研修会への参加対象枠の拡大なども課題となっています。



### (3) **地域の自主活動の支援とコミュニティづくり** 【支える隣保館】

#### ① 隣保館の自主性の確立を

これまでの館運営では、隣保館関係者はさまざまな地域実態に対して、行政責任を踏まえ地域の諸課題に積極的に対応してきました。しかし、一部の所では、ややもするとそのことが結果として当事者の主体性を「衰退」させ、隣保館が代行して取組を行なってきた側面も否めない状況を作り出してきました。

地域の自主的活動である解放運動との連携の重要性を理解しながらも、地域の運動団体との関係において、本来あるべき相互批判や緊張感が薄れ惰性に流されたり、地元団体が分立している場合には、運動団体関係のバランスを眺めることでしか対応できないような場面も存在したのではないのでしょうか。

今後の館運営において、これまでのような状況が続く限り、隣保館活動を主体的に行うことは困難と考えます。地域課題を踏まえ、その解決を共に担う活動づくり（協働のシステムづくり）に踏み出すことが、今後は一層重要になってくるのです。協働のシステムは、例えば継続的相談援助事業などでは、ケース会議等での情報の共有化と役割の分担をして事案に対処する中で、それぞれの機能にもとづいた活動と当事者の動きが出てくるものであり、最初から一定の形をつくれれば機能するというものでもありません。

#### ② 開かれたコミュニティセンターとして

隣保館の事業対象地域の規模（大規模な都市地域から少数点在地区を含む過疎地域など）や地域のまちづくり組織の存在の有無など、隣保館が取り組む地域環境は、非常に多種多様となっています。

また、「特別措置法」時代の事業展開の影響もあって、周辺地域住民に受け止められている隣保館のイメージは、「同和地区の施設である」といったものがまだまだ根強く存在しています。部落差別を撤廃するためには、地域社会における人々の関係性の変革が大きな課題であり、その意味においても隣保館活動を地域社会の中で新たに再構築することが全国の隣保館においても求められています。

隣保館が、福祉と人権のまちづくりをすすめる地域社会の諸団体との積極的な「つながりづくり」や活動の拠点として機能することによって、開かれた地域のコミュニティセンターとしての役割や地域の自主活動の支援が果たされることになるのであり、そのためにも隣保館の運営指針として確認されることが必要です。

#### ③ 隣保館が設置された願いや期待を再確認する

隣保館活動を検証するためにも、全国のすべての館で隣保館が設置された背景や歴史について再確認することが重要です。それぞれの歴史や原点を振り返る営みを通して、今後の隣保館の役割を明らかにする作業につなげていくことが求められています。

それぞれの隣保館の設置時期は異なりますが、例えば、設置に向けた諸取組や当時の願い、自治体の努力、そして歴代館長・職員の取組を「隣保館創立記念の日」などを設けて、今日の新たな社会状況の下で、館がどのような取組を必要とされているのかを共通理解する機会を持つようにしたいものです。

そのためには、大阪で始まった館活動の自己評価システムの活用や、館活動への外部からの評価（地元は勿論、地区外の利用者からも）についても検討をおこなうことが要請されています。

#### (4) **積極的な館事業の情報発信と交流を** 【多様性のある隣保館】

##### ① 館だよりの定期発行と館活動のPR

現在、全国の8割ほどの隣保館で、館だよりの発行を行なっています。その配布状況は、同和地区内や周辺地域を含むもの、小学校区や中学校区を対象とするもの、そしてまた当該自治体全域など、館のさまざまな状況によってその発行形態（回数・部数・印刷様式など）は多様です。

隣保館活動についてより広い認識を得るためには、館だよりの発行や市町村広報誌での掲載など多種多様な情報発信が必要となっています。全隣協が実施している「全国館だよりコンテスト」の入賞作品等を参考に、一層の研鑽と館活動の積極的な情報発信を行ないましょう。

##### ② 館活動や府県隣協の情報を、全隣協ホームページに掲載を

全隣協加盟館数は約970館で、全国の同和地区のおよそ2千数百地域に対応していると考えられます。また、隣保館のない地域には「特別法」の期間中に約1800ヶ所の教育集会所が設置運営されてきました。

個々の隣保館の事業や府県隣協の事業について、全隣協が集約して、それらの情報を全隣協ホームページに掲載し交流すると共に、多くの人々に知ってもらうことが館活動への一層の認識につながるようになります。

これまでは、全隣協「情報誌」を通じての隣保館のイベントや地域の課題、そして、全国に提起したい同和問題をはじめとした人権に関する事柄などについても、組織内部だけに限られていました。今後は、全国の隣保館や職員が、全国の人々に向けて情報発信することができるよう、全隣協ホームページでのネットワークをつくっていくことが必要です。

具体的には、各館での講演会やイベント実施とその内容の紹介などや、地域視察をおこなったレポートの紹介、そしてまた地元の物産や文化活動の紹介なども掲載することができるのではないかと考えます。

なお、その方法や一定の基準作りなどについては、別途検討が行なわれることが必要です。

##### ③ 多様性を踏まえた隣保館活動を

公設置公営の管理運営の中で、隣保館活動が自治体業務として形式化されたものとなり、隣保館が本来持っている、地域のさまざまな要因を背景とした多様で柔軟な地域活動の拠点としての役割が、反面で硬直化してきたことも否めません。しかも、今日の自治体が直面している財政危機や三位一体改革の状況の下で、本来の問題解決に向けた多様性や創造性のある地域の営みに対して、公的施設であるという性格によって画一的な制度への移行などが提起され始めています。

隣保館とは、基本原則は確認しながらも、地域性や歴史性などを踏まえて柔軟で多様な取組が求められる施設であり、本検討委員会においてもそのような

違いが存在することを前提としており、隣保館活動がかくあるべきという「平均像」は存在しないし、求めるものではないと考えるところです。今日の隣保館を取り巻く社会の変化と、どのような活動が可能となっているかを積極的に論議することを奨励する環境づくりを要請します。

## (5) **新たな「公」による隣保館運営の検討と具体化** 【新たな隣保館】

### ① 新たな「公」の登場

隣保館の管理運営体制については、以前より「公設置公営」か「公設置民営」かについて、全隣協研修会などで論議が行われてきた歴史があります。それぞれに「同和問題の解決にとって」や「地域住民にとって」の館運営がどのように行なわれることが望ましいかに視点を当てた提起でありましたが、「公設置公営」が基本的なものとなり、同和問題の公的な責務を担って事業を展開することとなりました。

しかし、昨今では、公営で行うことに伴うマイナス面の指摘も多く出されるようになってきています。人事異動が短期になり、隣保館事業を十分に体得するまでに異動になってしまうこと。前例踏襲に陥り地域課題に対して新たな対応ができていないのではないかとといった状況。また、館事業の評価について「行政効率」の視点だけで行われており、設置目的そのものが曖昧化してきているのではないかという危惧等々であります。

そのような中で、旧厚生省社会・援護局から出された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（2000年12月）の中で、新たな公の創造の提起がなされています。

「\*新たな公」とは、

今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。このため公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。特に、地方公共団体にあつては、平成15年4月に施行となる社会福祉に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けて、住民の幅広い参画を得て「支え合う社会」の実現を図ることが求められる。

さらに社会福祉協議会、自治会、NPO、生協・農協、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりづくりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが望まれよう。

（出展）平成12年12月8日厚生省社会・援護局「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書より抜粋

以上のような視点から、これからの隣保館事業については、関係諸団体が進めることができるような工夫や、隣保館とつながりを持った事業展開をしていくこと、特に隣保館がコーディネーターとしてその役割を果たすことが望まれていると言えます。

隣保館の現場からは、職員や事業予算が削減されてきている下では、上記の諸取組はとても不可能・困難であるという声が聞こえて来そうであることも、想像に難くありません。

しかしながら、「新たな公」の創造に向けて、例えば地域福祉計画について積極的な参画をしていくことや、まだ取組がなされていない所では、積極的な働きかけと共に、隣保館を核にしたコミュニティーレベルでの検討が必要とされている時期となっていることを理解していただきたいのです。

そのためにも、地域社会における課題の発見や、そのための新しいつながりづくりをするための研修事業については、全隣協はもとより、関係府県隣協においても早急に行なうことが必要とされているのです。

## ② 指定管理者制度について

地方自治法の改正に伴う公の施設への指定管理者制度の導入が、隣保館にも具体的に検討される状況となってきています。現状では、国の「補助要綱」で公設置公営を前提とした運営が補助対象となっているため、補助金を受けずに指定管理者制度に移行した自治体は、ごく一部に限定されています。しかし、この「補助要綱」の状況が変わるようなことがあるとすれば、多くの自治体が指定管理者制度を含む民間委託に移行することは、想像に難くありません。

そのような局面を迎えた時、同和問題の解決や人権課題を抱える人達に向けた行政の責務について、どのように担っていくのかを明確にした「受け皿」づくりが求められることになってきます。

そのため、隣保館においても、地域の運営委員会や地元の「福祉と人権のまちづくり」を進める関係団体とともに、現時点からそのような「受け皿」にふさわしい組織の育成や組織づくりについて、協働関係の中で働きかけていくことが必要とされているのです。

このことについては、別冊『指定管理者制度と隣保館』（2007年5月発行予定）を参照ください。

## 4. 諮問事項2 －ナショナルセンターとしての全隣協の役割－

### (1) 情報ネットワークを通じた館運営の交流や悩みへの対応

- ① 多様な活動の現状を踏まえたネットワーク活動の強化
- ② 人権啓発センターとの情報交換や活動交流の一層の推進

### (2) 研修事業の再編・強化 －研修組織運営の見直しの必要性－

- ① 共同の研修会への移行を検討する
- ② 人材育成に重点を置いた研修会の立上げ
- ③ 研修システムの見直し
- ④ 研修スタイルの見直し

### (3) 隣保館事業の広域的な還元 –(仮)「隣保館事業士」認定研修の実施–

#### 参考となる研修事例

- ・ 全社協…「協働による福祉のまちづくり推進モデル研修」
- ・ 大阪府…「大阪府コミュニティソーシャルワーカー養成研修」
- ・ 児童健全育成推進財団…「全国児童厚生員等指導者養成研修会」

### (4) 全隣協の法人化についての検討

- ① 前史
- ② 再検討の理由・背景
- ③ 法人化検討の内容と条件づくり
- ④ 法人化に向けた課題

## おわりに

今回の「あしたの隣保館検討委員会」は、全国人権同和行政促進協議会や人権政策の確立を求める連絡会議（人権会議）の構成団体、そして学識者、更にオブザーバーとして厚生労働省と(財)人権教育啓発推進センターの参加を得て、全隣協各ブロックから5名の委員の参画の下に、今後の隣保館の方向性を論議し、一定の共通理解を深めることができたと考えます。

上記の関係組織に対しては、今後の隣保館事業に対して引き続き温かい理解と支援をお願いすると共に、館活動の活性化に向けた具体的な一歩を希望しています。

最後に、全隣協段階での「あしたの隣保館」の検討と共に、隣保館設置主体である市町村やその支援にあたる府県の組織体制の中にこそ、あしたの隣保館の役割・機能の明確な位置づけが重要であります。